

ルール違反！ まずは、「お詫び」と「説明」が先だ！！

3月のダイヤ改正以降、乗務員に対して事前に交番か予備かを明らかにすることなしに、2月掲出された運転科の掲示で、3月ダイヤ改正以降の年休申込方法を「予備月と同様とする」「暦日単位で申し込む」としていました。

ところが、ダイヤ改正以降、交番を指定された乗務員は、暦日で年休を申請したにもかかわらず、勝手に行路（泊）で申し込んだものみなし、年休申請していない（時季指定していない）日に、本人に説明も同意もなしに年休が発給していました。

このことに対して疑問を持った該当乗務員が、運転科長に伺いに行くと、「昨年と同じだった。3月交番の場合は、ダイヤ改正後も交番と理解すべきである」と答えました。

伺いに行った該当乗務員は、「昨年から、いやこの間、デタラメな年休取扱いをしていたことになりませんか。交番と理解すべきと掲示に記載すれば良かったじゃないですか？」「私の貴重な年休を会社が勝手に指定することできるんですか？労基法に抵触するのでは？」と抗議も含め質問しました。

また、複数の該当乗務員が同様に自分が時季指定していない年休を勝手に会社が時季指定したことに対して運転科長に質問と抗議をしました。

この事象を巡って、労基署にも相談に行きました。

そして・・・

3月8日付けの「運転科掲示第70号運転科長」

3月17日以降の年休申込について以下の通り周知する。とし、暦日単位で年休申込みを周知してきた事実は認めながら、しかし、「3月が交番月の者の一部において通常月同様、乗出日・非番いずれかのみ申請を行うケースがあった。」としています。

そもそも3月が交番月の者など発表もしていないのに、わかるわけがありません。それを勝手に会社は、「2暦日にわたって年休申込があったとして勤務繰配を行っている。これに伴い、暦日単位で年休申込をしなかったが、上記の取扱いにより年休が指定されている日について、不要な場合は運転科長まで申し出られたい」としています。

会社自らの年休申請の不備と無断時季指定について、該当乗務員に対してまずは、「お詫び」と「説明」をして、その上で本人の希望を聞くよう対処すべきではないでしょうか！？

上から目線のこの掲示（運転科）に見られるような傲慢な姿勢は、許せません！